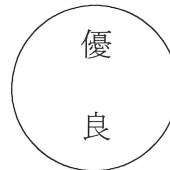


許可番号 第00120009491号

産業廃棄物処分業許可証

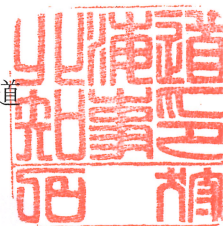


住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)12月5日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月12日



1. 事業の範囲

破砕(汚泥、金属くず(以上2種類は廃乾電池を含む。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務のないものに限る。))であるものを含む。)、
せん断(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、
分離(廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、
切断(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))、廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、
破砕及び圧縮固化(廃プラスチック類(廃漁網に限る。))、
圧縮(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)、
破砕及び減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。))、
圧縮梱包(廃プラスチック類)。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

第2面、第3面、第4面、第5面に記載のとおり。 以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

第6面に記載のとおり。 以下余白。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
設置年月日 平成30年(2018年)3月6日
処理能力 (廃プラスチック類) 96.8t/日(8時間)、12.1t/時間 (金属くず) 48t/日(8時間)、6t/時間 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 203.2t/日(8時間)、25.4t/時間
許可年月日 平成30年(2018年)2月13日
許可番号 石環生第4521号

施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成7年(1995年)12月28日
処理能力 240t/日(8時間)、30t/時間
許可年月日 (廃プラスチック類) 平成7年(1995年)11月8日 (木くず、がれき類) 平成13年(2001年)4月27日
受付番号 (廃プラスチック類) 当保衛第188-17号 (木くず、がれき類) 石環生第160-11号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設2
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
設置年月日 平成30年(2018年)3月6日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。)))の破碎施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成20年(2008年)4月18日
処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの分離施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成18年(2006年)10月30日
処理能力 4.32t/日(8時間)、0.54t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))の切断施設1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 平成31年(2019年)4月19日
処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
設置年月日 令和6年(2024年)3月16日
処理能力 16.0t/日(8時間)、2.0t/時間
許可年月日 令和6年(2024年)1月5日
許可番号 石環生第3751号

施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
設置年月日 令和6年(2024年)3月16日
処理能力 22.4t/日(8時間)、2.8t/時間
許可年月日 令和6年(2024年)1月5日
許可番号 石環生第3752号

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮梱包施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
設置年月日 令和6年(2024年)10月1日
処理能力 29.84t/日(8時間)、3.73t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)の破碎及び減容施設
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
設置年月日 令和6年(2024年)4月1日
処理能力 0.40t/日(8時間)、0.05t/時

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 石狩市新港南二丁目3722番地4
設置年月日 令和7年(2025年)3月26日
処理能力 2.4t/日(8時間)、0.3t/時間

施設の種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設3
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成30年(2018年)8月1日
処理能力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務がないものに限る。)))の破碎施設2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成17年(2005年)9月5日
処理能力 3.6t/日(8時間)、0.45t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。))の切断施設2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 平成31年(2019年)4月19日
処理能力 0.48t/日(8時間)、0.06t/時間

第3面へ続く。以下余白。

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くずの圧縮施設
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
設置年月日 令和5年(2023年)10月1日
処理能力 70.90t/日(8時間)、8.86t/時間

施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンク
リートくず及び陶磁器くずの
せん断施設1
設置場所 室蘭市東町3丁目1番9号
設置年月日 平成16年(2004年)1月20日
処理能力 80t/日(8時間)、10t/時間

施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンク
リートくず及び陶磁器くずの
せん断施設2
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
設置年月日 平成29年(2017年)12月1日
処理能力 95.2t/日(8時間)、11.9t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず
及び陶磁器くずの破碎施設
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
設置年月日 平成16年(2004年)12月4日
処理能力
(廃プラスチック類)
4.48t/日(8時間)、0.56t/時間
(金属くず)
4.80t/日(8時間)、0.60t/時間
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)
4.88t/日(8時間)、0.61t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガ
ラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず。(廃蛍光管等(水銀
使用製品産業廃棄物(水銀回収義
務がないものに限る。)))の破
碎施設
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
設置年月日 平成19年(2007年)10月16日
処理能力 6.00t/日(8時間)、0.75t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(廃漁網に限る。)
の切断施設
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
設置年月日 令和4年(2022年)3月18日
処理能力 4.80t/日(16時間)、0.30t/時間

施設の種類 廃プラスチック類(廃漁網に限る。)
の破碎及び圧縮固化施設
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
設置年月日 令和4年(2022年)3月18日
処理能力 4.80t/日(16時間)、0.30t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、金属くずの破
碎施設
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
設置年月日 令和7年(2025年)8月8日
処理能力 2.96t/日(8時間)、0.37t/時間

施設の種類 石狩受保1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 304.24㎡
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 1,225.68㎡
高さ 5.90m

施設の種類 石狩受保2
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 12.00㎡
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 3.37㎡
高さ 0.75m

施設の種類 石狩受保3
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 31.5㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光
管等(水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収
義務がないものに限る。)))。
保管上限 95.04㎡

施設の種類 石狩受保4
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 27.00㎡
種類

・廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス
くず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃
コンデンサー等)。
保管上限 27.00㎡

施設の種類 石狩受保5
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 480.84㎡
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維
くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(廃業務用冷蔵庫)。
保管上限 866.45㎡
高さ 7.20m

施設の種類 石狩受保6
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 8.55㎡
種類

・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃乾
電池)。
保管上限 4.50㎡

施設の種類 石狩受保7
設置場所 石狩市新港中央三丁目747番
面積 26.40㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 82.92㎡
高さ 4.04m

第4面へ続く。以下余白。

産業廃棄物処分業許可証

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 石狩受保8
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7
面積 1.20m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））。
- 保管上限 1.80m³

施設の種類 石狩受保9
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
面積 22.50m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず。
- 保管上限 11.93m³
高さ 2.25m

施設の種類 石狩受保10
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
面積 10.50m²
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 9.19m³
高さ 1.50m

施設の種類 石狩受保11
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番7、750番8
面積 12.25m²
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 5.60m³
高さ 1.75m

施設の種類 新港南受保1
設置場所 石狩市新港南二丁目3722番4
面積 62.40m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 68.64m³

施設の種類 十勝受保1
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.50m²
種類

- ・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池）。
- 保管上限 0.50m³

施設の種類 十勝受保2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 37.13m²
種類

- ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
- 保管上限 35.99m³
高さ 1.50m

施設の種類 十勝受保3
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 5.00m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 2.00m³

施設の種類 十勝受保4
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 64.78m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。
- 保管上限 163.27m³
高さ 4.45m

施設の種類 十勝受保5
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.50m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず。（水銀使用製品産業廃棄物（HIDランプに限る。））。
- 保管上限 0.50m³

施設の種類 室蘭受保1
設置場所 室蘭市東町3丁目1番9号
面積 32.50m²
種類

- ・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 9.82m³
高さ 0.625m

施設の種類 釧路受保1
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 22.50m²
種類

- ・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 21.09m³
高さ 1.25m

施設の種類 森受保1
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 52.80m²
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 70.40m³
高さ 2.00m

施設の種類 森受保2
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 18.06m²
種類

- ・金属くず。
- 保管上限 6.26m³
高さ 1.00m

施設の種類 森受保3
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 18.06m²
種類

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
- 保管上限 6.26m³
高さ 1.00m

施設の種類 森受保4
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 2.98m²
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 2.53m³

第5面へ続く。以下余白。

許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 森受保5
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 1.41㎡
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管等（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）））。
- 保管上限 1.17㎡

施設の種類 苫プラ受保1
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
面積 136.50㎡
種類

- ・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。
- 保管上限 379.05㎡

施設の種類 苫プラ受保2
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
面積 123.00㎡
種類

- ・廃プラスチック類（廃漁網に限る。）。
- 保管上限 239.40㎡

施設の種類 苫プラ受保3
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
面積 72.60㎡
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず。
- 保管上限 217.80㎡

施設の種類 苫プラ受保4
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
面積 72.60㎡
種類

- ・廃プラスチック類。
- 保管上限 217.80㎡

施設の種類 苫プラ受保5
設置場所 苫小牧市晴海町43番64
面積 48.40㎡
種類

- ・廃プラスチック類、金属くず。
- 保管上限 72.60㎡

以下余白。



(第6面)
産業廃棄物処分業許可証

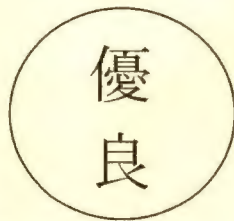
許可番号 第00120009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

- 平成5年(1993年)9月13日 許可の更新
- 平成10年(1998年)9月13日 更新時変更許可 (破碎(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類)の追加。)
- 平成15年(2003年)9月13日 変更許可 (圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車))、せん断(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
- 平成16年(2004年)4月22日 変更許可 (分離(廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)
- 平成18年(2006年)12月6日 変更許可 (破碎(汚泥)の追加、圧縮(廃自動車)の廃止。)
- 平成20年(2008年)7月24日 許可の更新
- 平成20年(2008年)11月28日 事業の一部廃止届出 (圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の廃止。)
- 平成25年(2013年)8月9日 許可の更新
- 平成25年(2013年)11月29日 変更許可 (切断(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(HIDランプに限る。)))の追加。)
- 令和元年(2019年)6月1日 許可の更新
- 令和2年(2020年)9月13日 許可の更新
- 令和4年(2022年)4月20日 変更許可 (切断(廃プラスチック類(廃漁網に限る。)))、破碎及び圧縮固化(廃プラスチック類(廃漁網に限る。)))の追加。)
- 令和5年(2023年)12月9日 変更許可 (圧縮(廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)の追加。)
- 令和6年(2024年)6月11日 変更許可 (破碎及び減容(廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)))の追加。)
- 令和6年(2024年)12月5日 変更許可 (圧縮梱包(廃プラスチック類)の追加。)



産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克



許可の年月日 令和 6年 6月 5日
許可の有効年月日 令和 7年 7月 11日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 圧縮

- ア 廃プラスチック類
- イ 金属くず
- ウ ガラスくず、コンクリートくず（印刷機、製紙機、印刷機）及び陶磁器くず

(2) 選別（廃OA機器及びそれに類する機器、看板類、オフィスから排出される事務用品類並びに廃トナーに限る。）

- ア 廃プラスチック類
- イ 金属くず
- ウ ガラスくず、コンクリートくず（印刷機、製紙機、印刷機）及び陶磁器くず

(3) 選別（廃乾電池及び廃小型充電式電池に限る。）

- ア 汚泥
- イ 廃プラスチック類
- ウ 金属くず

(4) 破碎

- ア 廃プラスチック類

ただし、(1)、(2)及び(4)については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。(3)については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
(1) 圧縮	西区発寒 15条 13丁目 1020番地 183、184	平成8年7月12日	160 t/日
(2) 選別	西区発寒 15条 13丁目 1020番地 182	平成13年11月22日	5.8 t/日
	西区発寒 16条 13丁目 1020番地 258	平成17年1月6日	7.6 t/日
(3) 選別	西区発寒 15条 13丁目 1020番地 182	令和6年6月5日	0.42 t/日
(4) 破碎	西区発寒 15条 13丁目 1020番地 182	平成23年6月30日	1.375 t/日

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 7月 12日	新規許可
平成 13年 7月 12日	更新許可
平成 13年 11月 22日	変更許可 (上記 1 (2) の追加)
平成 18年 7月 12日	更新許可
平成 23年 7月 12日	更新許可 (優良認定)
平成 25年 4月 11日	変更許可 (上記 1 (4) の追加)
平成 30年 7月 12日	更新許可 (優良認定)
令和 元年 10月 4日	変更届 (上記 2 (2) の選別施設の一部廃止 (東区東苗穂 2 条 1 丁目 5 番 1 号))
令和 6年 6月 5日	変更許可 (上記 1 (3) の追加)

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

産業廃棄物処分量許可証

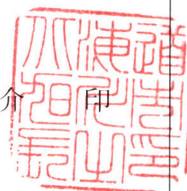
優良

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 今津 寛 介



許可の年月日 令和6年12月14日

許可の有効年月日 令和13年12月14日

1 事業の範囲

切断 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)。以下余白。

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの切断施設

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

設置年月日 平成31年3月7日

処理能力 (金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

200 t/日 (8時間)、25 t/時間

施設の種類 保管場所 1

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34

面積 18 m²

種類

・金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。

保管上限 5.6 m³

高さ 0.8 m

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年12月15日 許可の更新

平成25年 4月25日 優良基準適合確認

平成28年 5月11日 変更許可(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。)及び切断(廃プラスチック類)の追加

平成29年12月15日 許可の更新

平成31年 3月18日 事業の一部廃止(圧縮(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。)及び切断(廃プラスチック類)の廃止

令和 6年12月14日 許可の更新

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ~~無~~

(日本産業規格 A列4番)



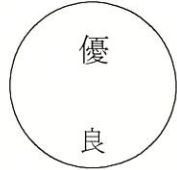
非管理版

許可番号 第00110009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

氏 名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)9月13日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)9月12日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。汚泥、廃酸及び廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 第2面、第3面及び第4面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年(1993年)9月13日	許可の更新
(平成7年(1995年)9月8日)	新規許可【小樽市】
平成10年(1998年)9月13日	更新時変更許可(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加。)
平成12年(2000年)3月8日	許可の更新【小樽市】
平成15年(2003年)3月1日	変更許可(廃酸、廃アルカリの追加。)
平成15年(2003年)9月13日	許可の更新
平成17年(2005年)9月8日	許可の更新【小樽市】
平成18年(2006年)4月1日	小樽市より移管
平成18年(2006年)12月6日	変更許可(汚泥、廃油の追加。)
平成20年(2008年)11月28日	許可の更新
平成25年(2013年)11月29日	許可の更新
平成30年(2018年)6月20日	変更許可(鋳さい、ばいじんの追加。)
令和2年(2020年)9月13日	許可の更新

5. 積替え許可の有無

(有)・無

市名 札幌市

許可番号 第05110009491号

市名 旭川市

許可番号 第05010009491号

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・(無)





(第2面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 石狩積保1
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.21㎡
種類

・廃酸。
保管上限 0.25㎡

施設の種類 石狩積保2
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.21㎡
種類

・廃アルカリ。
保管上限 0.25㎡

施設の種類 石狩積保3
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 8.00㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 17.28㎡
高さ 2.70m

施設の種類 石狩積保4
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 1.40㎡
種類

・廃油。
保管上限 0.75㎡

施設の種類 石狩積保5
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 8.00㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使
用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 9.72㎡

施設の種類 石狩積保6
設置場所 石狩市新港中央三丁目750番地7
面積 2.88㎡
種類

・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀
使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 2.00㎡

施設の種類 石狩積保7
設置場所 石狩市新港中央三丁目749番地1
面積 43.68㎡
種類

・廃プラスチック類。
保管上限 85.17㎡
高さ 3.90m

施設の種類 石狩積保8
設置場所 石狩市新港中央三丁目749番地1
面積 31.20㎡
種類

・廃プラスチック類。
保管上限 60.84㎡
高さ 3.90m

施設の種類 十勝積保1
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.50㎡
種類

・廃酸。
保管上限 0.50㎡

施設の種類 十勝積保2
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 2.30㎡
種類

・廃アルカリ。
保管上限 1.00㎡

施設の種類 十勝積保3
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 55.63㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 106.92㎡
高さ 3.13m

施設の種類 十勝積保4
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 16.00㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 12.96㎡

施設の種類 十勝積保5
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 134.10㎡
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コン
クリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 285.84㎡
高さ 3.60m

施設の種類 十勝積保6
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.00㎡
種類

・汚泥、廃プラスチック類、金属くず（水銀
使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 0.207㎡

施設の種類 十勝積保7
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.00㎡
種類

・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使
用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 0.328㎡

第3面へ続く。以下余白。



(第3面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 室蘭積保1
設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
面積 59.60㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 119.20㎡

施設の種類 室蘭積保2
設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
面積 63.70㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 151.20㎡
高さ 4.05m

施設の種類 室蘭積保3
設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
面積 1.00㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.243㎡

施設の種類 室蘭積保4
設置場所 室蘭市東町3丁目1番10号
面積 9.00㎡
種類
・木くず。
保管上限 12.60㎡

施設の種類 苫小牧積保1
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 6.44㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 11.92㎡

施設の種類 苫小牧積保2
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 13.80㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 15.93㎡

施設の種類 苫小牧積保3
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 2.76㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.184㎡

施設の種類 苫小牧積保4
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 80.00㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 79.16㎡
高さ 2.50m

施設の種類 苫小牧積保5
設置場所 苫小牧市晴海町17番地3
面積 52.00㎡
種類
・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 36.52㎡
高さ 1.625m

施設の種類 釧路積保1
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 14.76㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 38.88㎡

施設の種類 釧路積保2
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 40.040㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず。
保管上限 52.05㎡
高さ 2.60m

施設の種類 釧路積保3
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 40.560㎡
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 52.72㎡
高さ 2.60m

施設の種類 釧路積保4
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 2.405㎡
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.648㎡

施設の種類 釧路積保5
設置場所 釧路市星が浦南3丁目2番9
面積 3.600㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 1.992㎡

第4面へ続く。以下余白。





(第4面)

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00110009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 北見積保1
設置場所 北見市小泉752番21
面積 33.30m²
種類
・廃プラスチック類、ゴムくず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 26.66m³
高さ 0.97m

施設の種類 北見積保2
設置場所 北見市小泉752番21
面積 2.00m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 2.00m³

施設の種類 北見積保3
設置場所 北見市小泉752番21
面積 1.00m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず、(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.234m³

施設の種類 利尻積保1
設置場所 利尻郡利尻町沓形字新湊179番地
面積 180.00m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 175.00m³
高さ 2.50m

施設の種類 森積保1
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 44.00m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 119.00m³

施設の種類 森積保2
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 5.00m²
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 1.617m³

施設の種類 森積保3
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 1.00m²
種類
・汚泥、廃プラスチック類、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
保管上限 0.207m³

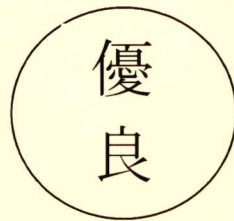
施設の種類 森積保4
設置場所 茅部郡森町字赤井川197番地1
面積 106.09m²
種類
・廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 104.12m³
高さ 1.96m

以下余白。



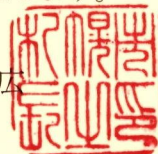
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
 名称 株式会社鈴木商会
 代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年1月29日

許可の有効年月日 令和12年1月28日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

- | | | |
|---------|-------------------------------------|--|
| ア 汚泥 | オ 廃プラスチック類 | ケ 金属くず |
| イ 廃油 | カ 紙くず（ <small>（転載されているもの限）</small> | コ ガラスくず、コンクリートくず（ <small>（建物・機</small> |
| ウ 廃酸 | キ 木くず（ <small>（転載されているもの限）</small> | ク 改変・剥離に伴って生じたもの除く）及び陶磁器くず |
| エ 廃アルカリ | ク 繊維くず（ <small>（転載されているもの限）</small> | サ がれき類 |

以上11種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

(2) 積替え又は保管の有無 有

下記2の表の最右欄に掲げる産業廃棄物の種類に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場所	面積	保管上限	高さ	場数	産業廃棄物の種類
東区東雁来町262番300、344	230.58 m ²	384.84 m ³	4.15 m	1	① ¹⁾ 上記1(1)オ、ケ、コ
	69.62 m ²	101.95 m ³	2.70 m	1	② ¹⁾ 廃タイヤ（上記1(1)オ、ケ）
	36.00 m ²	51.84 m ³	2.70 m	1	③ ¹⁾ 業務用冷蔵庫及び廃OA機器（上記1(1)オ、ケ、コ）
	0.455 m ²	0.108 m ³	—	1	⑧ ³⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
	0.455 m ²	0.108 m ³	—	1	⑨ ³⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）
西区発寒15条13丁目1020番183、184	273 m ²	507.33 m ³	4.0 m	1	① ¹⁾ 上記1(1)オ、ケ、コ
	0.16 m ²	0.027 m ³	—	2	④ ²⁾ 水銀電池及び空気亜鉛電池（上記1(1)ア、ケ）
	3.6 m ²	1.386 m ³	—	1	⑤ ²⁾ 蛍光ランプ（上記1(1)オ、ケ、コ）
	1.2 m ²	1.0 m ³	—	2	⑥ ²⁾ HIDランプ及び放電ランプ（上記1(1)オ、ケ、コ）
	15 m ²	4.5 m ³	0.75 m	1	② ¹⁾ 廃タイヤ（上記1(1)オ、ケ）
	0.16 m ²	0.027 m ³	—	7	⑦ ²⁾ スイッチ及びリレーその他の水銀使用製品産業廃棄物（上記1(1)オ、ケ、コ）
	0.546 m ²	0.108 m ³	—	1	⑧ ³⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
0.546 m ²	0.108 m ³	—	1	⑨ ³⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）	
西区発寒15条13丁目1020番182	0.91 m ²	0.72 m ³	—	1	⑩ ⁴⁾ 廃乾電池（上記1(1)ア、ケ）
	0.49 m ²	0.36 m ³	—	1	⑪ ⁴⁾ 廃小型充電式電池（上記1(1)ア、オ、ケ）

- ①、②、③については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- ④、⑤、⑥、⑦については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む（ただし、⑦については、水銀使用製品産業廃棄物であるものは、スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る。）。
- ⑧、⑨については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- ⑩、⑪については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

3 許可の条件 無

4 許可の更新又は変更の状況

昭和51年 4月22日	新規許可
平成 6年 1月29日	更新許可
平成 8年1月28日	変更許可 (廃油、廃酸、廃アルカリの追加)
平成11年 1月29日	更新許可
平成11年10月13日	変更許可 (紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加)
平成16年 1月29日	更新許可
平成18年10月31日	変更許可 (汚泥の追加、汚泥の積替え又は保管の追加)
平成21年 1月29日	更新許可
平成28年 1月29日	更新許可
平成28年 4月12日	変更届 (積替保管施設保管上限の変更)
令和 2年1月25日	変更届 (積替保管施設の追加 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番187))
令和 3年 1月28日	変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番187))
令和 3年 8月23日	変更届 (積替保管施設の一部変更 (札幌市東区北丘珠5条4丁目374番10))
令和 4年 6月28日	変更届 (積替保管品目の一部追加)
令和 5年 1月29日	更新許可
令和 5年10月20日	変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市東区北丘珠5条4丁目734番10))
令和 6年 5月21日	変更届 (積替保管品目の一部変更 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番182))

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。) に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) に係るもの (業種限定なし)

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの。

書換交付

令和6年5月21日

事由

積替え又は保管に関する
事項の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号第05010009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 今津 寛 介

許可の年月日 令和 4年 9月16日

許可の有効年月日 令和11年 9月12日

1 事業の範囲

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。以上、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥、廃酸、廃アルカリについては水銀含有ばいじん等であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 216㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 324㎡
高さ 3.0m

施設の種類 保管場所2
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 13.2㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 11.5㎡

施設の種類 保管場所3
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 4.7㎡
種類
・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）。
保管上限 4.2㎡

施設の種類 保管場所4
設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
面積 2.2㎡
種類
・廃プラスチック類、汚泥、金属くず。
保管上限 0.1㎡

(第2面)

施設の種類 保管場所5
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.4㎡
 種類
 ・廃酸。
 保管上限 0.3㎡

施設の種類 保管場所7
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 7.9㎡
 種類
 ・木くず。
 保管上限 11.9㎡

施設の種類 保管場所6
 設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番34
 面積 0.4㎡
 種類
 ・廃アルカリ。
 保管上限 0.3㎡

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成15年 4月28日 変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの追加。）
- 平成15年 9月13日 許可の更新
- 平成20年 9月13日 許可の更新
- 平成24年12月28日 変更許可（汚泥の追加。）
- 平成25年 4月17日 優良基準適合確認
- 平成27年 9月13日 許可の更新
- 令和 4年 9月16日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第00160009491号

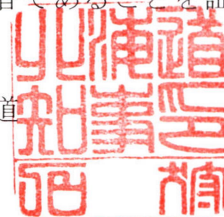
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地
氏名 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)6月27日
許可の有効年月日 令和14年(2032年)5月28日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH 2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)、
廃アルカリ(pH 12.5以上のもの。)、廃水銀等(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物
を含むもの。)。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を
行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第2面に記載のとおり。以下余白。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年(2001年)	5月29日	新規許可【小樽市】
平成18年(2006年)	4月1日	小樽市より移管
平成18年(2006年)	7月14日	許可の更新
平成23年(2011年)	6月30日	許可の更新
平成28年(2016年)	5月17日	変更許可(廃水銀等(アルキル水銀化合物、水銀 又はその化合物を含むもの。))の追加。
平成30年(2018年)	7月4日	許可の更新
令和7年(2025年)	6月26日	許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

札幌市 許可番号 第05160009491号
旭川市 許可番号 第05060009491号

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



(第2面)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00160009491号
許可業者の名称 株式会社鈴木商会

施設の種類 保管場所1
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 5.90 m²
種類
・廃酸 (pH 2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)
保管上限 6.73 m³

施設の種類 保管場所2
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 2.39 m²
種類
・廃アルカリ (pH 12.5以上のもの。)
保管上限 0.25 m³

施設の種類 保管場所3
設置場所 石狩市新港中央3丁目750番地7
面積 1.00 m²
種類
・廃水銀等 (特定有害産業廃棄物)。
保管上限 0.0104 m³

施設の種類 保管場所4
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 3.542 m²
種類
・廃酸 (pH 2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)
保管上限 2.16 m³

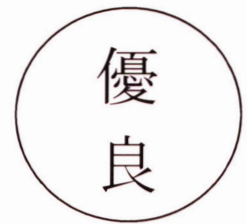
施設の種類 保管場所5
設置場所 河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
面積 1.55 m²
種類
・廃アルカリ (pH 12.5以上のもの。)
保管上限 0.50 m³

以下余白。



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地
氏 名 株式会社 鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和 7年 7月17日
許可の有効年月日 令和14年 7月16日

1 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- イ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 積替え又は保管の有無 有
廃バッテリー (上記1(1)イ、ウ) に限る。

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	特別管理産業廃棄物の種類
西区発寒15条13丁目1020番地182	1.65 m ²	0.93 m ³	上記1(1)イ (廃バッテリーに限る。)
	0.60 m ²	0.046 m ³	上記1(1)ウ (廃バッテリーに限る。)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成13年 7月17日 新規許可
- 平成18年 7月17日 更新許可
- 平成21年 1月27日 変更許可 (上記1(1)イ及びウの積替え保管の追加)
- 平成23年 7月17日 更新許可 (優良認定)
- 平成30年 7月17日 更新許可 (優良認定)
- 令和 7年 7月17日 更新許可 (優良認定)

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

許可番号第05060009491号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地

氏名 株式会社鈴木商会
代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日 令和2年 4月28日

許可の有効年月日 令和9年 4月27日

1 事業の範囲

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）。積替保管あり。以下余白。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設の種類 保管場所1

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番地34

面積 0.422m²

種類

・廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）

保管上限 0.25m³

施設の種類 保管場所2

設置場所 北海道旭川市永山北4条6丁目1番地34

面積 0.422m²

種類

・廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）

保管上限 0.25m³

3 許可の条件

(第2面)

4 許可の更新又は変更の状況

平成20年 4月28日 許可の更新

平成25年 5月 8日 許可の更新及び優良基準適合確認

令和 2年 4月28日 許可の更新

5 積替え許可の有無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年6月12日
登録番号	第36号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 札幌西事業所
事業場の所在地	札幌市西区発寒15条13丁目3番1号
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年6月12日
登録番号	第37号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 札幌東事業所
事業場の所在地	札幌市東区東雁来町262番地
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年6月27日
登録番号	第38号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 深川事業所
事業場の所在地	雨竜郡妹背牛町字妹背牛216番19号
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年6月27日
登録番号	第39号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 石狩事業所
事業場の所在地	石狩市新港中央3丁目750番7
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年7月6日
登録番号	第40号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 室蘭事業所
事業場の所在地	室蘭市東町3丁目1番9号
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成7年9月6日
登録番号	第42号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 十勝事業所
事業場の所在地	河西郡芽室町東芽室北1線8番地1
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成16年12月3日
登録番号	第83号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 旭川事業所
事業場の所在地	旭川市永山北4条6丁目1番3号
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成17年8月10日
登録番号	第85号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 釧路事業所
事業場の所在地	釧路市星が浦南3丁目2番7号
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生



廃棄物再生事業者登録証明書

住 所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名 称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

令和6年(2024年)7月2日

北海道知事 鈴木 直道



登録年月日	平成21年1月8日
登録番号	第107号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 北見事業所
事業場の所在地	北見市小泉752番21
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生

廃棄物再生事業者登録証明書

住所 札幌市中央区北四条西四丁目1番地

名称 株式会社鈴木商会

代表取締役 駒谷 僚

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の登録を受けた者であることを証明します。

平成29年2月15日

北海道知事 高橋 はるみ



登録年月日	平成17年12月22日
登録番号	第87号
事業場の名称	株式会社鈴木商会 苫小牧事業所
事業場の所在地	苫小牧市晴海町17番2
廃棄物の再生に係る事業の内容	金属くずの再生